

1. 減免・猶予の制度

制度の名称	市税の減免
制度の内容	<p>納税者が災害(火災、風水害など)の被害に遭ったり、生活保護を受けられたりするなど、特別な事情がある場合には、納期限未到来のものについては申請に基づき、市税が減免される制度があります。 減免については一定の条件がありますので、担当課に必ずご相談ください。</p> <p>【個人市府民税】 ・生活保護を受けている場合 ・災害により被害を受けた場合 ・失業した場合等 ※問い合わせは市民税課へ</p> <p>【固定資産税・都市計画税】 ・生活保護を受けている場合 ・災害により資産に被害を受けた場合 ※問い合わせは資産税課へ</p> <p>【軽自動車税】 ・生活保護を受けている場合 ・障害者やその家族が所有する車で、障害者自身が使用する場合、またはその家族がその障害者のために使用する場合等 ※問い合わせは市民税課へ</p>
問い合わせ先	市役所2階 市民税課・資産税課へ TEL:0774-22-3141(市役所代表)

制度の名称	納税の猶予
制度の内容	<p>市税は納期限までに納付しなければなりません、次のような事実に該当して、一時に納付することができない場合は、申請を行い、納める時期を遅らせたり分割納付をすることができます。</p> <p>・財産が災害や盗難に遭った場合 ・本人や家族が病気にかかったり負傷した場合 ・事業を廃業したり休業した場合 ・事業に著しい損失を受けた場合 ・以上に類する事実があった場合</p> <p>※猶予期間は原則として1年以内で、申請には土地などの担保が必要な場合があります。</p>
問い合わせ先	市役所2階 納税課へ TEL:0774-22-3141(市役所代表)

制度の名称	国民健康保険料の減免、徴収猶予														
制度の内容	<p>新型コロナウイルス感染症の影響等により、国民健康保険料の納付が困難になったとき、申請により所得の減少割合に応じて国民健康保険料の減免または徴収猶予を行います。</p> <p>【保険料の減免】 ○減免期間 申し出から当該年度末まで ○減免となる条件 新型コロナウイルス感染症の影響等により、年間の所得額が前年度に比べ半分以下となる見込みのとき ○減免割合《所得割額の減免割合》</p> <table border="1" data-bbox="456 551 940 862"> <thead> <tr> <th>所得減少割合</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10割</td> <td>8割</td> </tr> <tr> <td>9割以上</td> <td>7割</td> </tr> <tr> <td>8割</td> <td>6割</td> </tr> <tr> <td>7割</td> <td>5割</td> </tr> <tr> <td>6割</td> <td>4割</td> </tr> <tr> <td>5割以上</td> <td>3割</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし、前年度所得額が200万円＋(33万円×被保険者数)を超える世帯については減免が適用されません。 (徴収猶予は該当する場合があります) ※均等割り、平等割の減額についても受けられる場合があります。</p> <p>【保険料の徴収猶予】 ○猶予期間 申し出から6か月 ○猶予となる条件 新型コロナウイルス感染症の影響等により、年間の所得額が前年に比べ減少となる見込みのとき ※徴収猶予となった場合、猶予期間中の延滞金は全額免除となります。</p> <p>【換価の猶予】 滞納者について、保険料を一時納付することが困難な所場合は、申請による換価の猶予制度があります。京都地方税機構にご相談ください。</p> <p>【活用できる方】 新型コロナウイルス感染症の影響等により収入が減少した国民健康保険被保険者</p> <p>【必要なもの】 ①申請書 ②所得の減少理由を証明するもの(離職証明書、公的機関への事業休廃止の届出書の写し、診断書等) ③収入等を証明する書類 ④貯金通帳の写し</p> <p>【保険料の減免】減免を受けようとする納期の納期限 【保険料の徴収猶予】猶予を受けようとする納期の納期限</p>	所得減少割合	減免割合	10割	8割	9割以上	7割	8割	6割	7割	5割	6割	4割	5割以上	3割
所得減少割合	減免割合														
10割	8割														
9割以上	7割														
8割	6割														
7割	5割														
6割	4割														
5割以上	3割														
問い合わせ先	健康長寿部 国民健康保険課 TEL:0774-22-3141(市役所代表)														

制度の名称	後期高齢者医療保険料の減免、徴収猶予																																				
<p>制度の内容</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響等により、後期高齢者医療保険料の納付が困難になったとき、申請により所得の減少割合に応じて、京都府後期高齢者医療広域連合において後期高齢者医療保険料の減免又は徴収猶予を行います。</p> <p>【保険料の減免】 ○減免期間 申し出から当該年度末まで ○減免となる条件 新型コロナウイルス感染症の影響等により、被保険者の属する世帯主の年間の所得額が前年に比べ半分以下となる見込みの場合で、前年中の被保険者及び世帯主の基礎控除後の総所得金額等が600万円以下であるとき</p> <p>○減免割合 《所得割額の減免割合》</p> <table border="1" data-bbox="395 678 1283 963"> <thead> <tr> <th></th> <th>100%</th> <th>90%以上</th> <th>80%以上</th> <th>70%以上</th> <th>60%以上</th> <th>50%以上</th> <th>40%以上</th> <th>30%以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円以下</td> <td>8割</td> <td>7割</td> <td>6割</td> <td>5割</td> <td>4割</td> <td>3割</td> <td>2割</td> <td>1割</td> </tr> <tr> <td>200万円超 400万円以下</td> <td>7割</td> <td>6割</td> <td>5割</td> <td>4割</td> <td>3割</td> <td>2割</td> <td>1割</td> <td></td> </tr> <tr> <td>400万円超 600万円以下</td> <td>6割</td> <td>5割</td> <td>4割</td> <td>3割</td> <td>2割</td> <td>1割</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>①基礎控除後の総所得金額等の世帯合算 ②被保険者の基礎控除後の総所得額等の減少率 ※均等割の減免についても受けられる場合があります。</p> <p>【保険料の徴収猶予】 ○猶予期間 申し出から6か月間 ○猶予となる条件 新型コロナウイルス感染症の影響等により、年間の所得額が前年に比べ減少となる見込みのとき ※徴収猶予となった場合、猶予期間中の延滞金は全額免除となります。</p> <p>【活用できる方】 新型コロナウイルス感染症の影響等により収入が減少した後期高齢者医療被保険者</p> <p>【必要なもの】 ①申請書 ②収入減少の理由を証明するもの(離職証明書、公的機関への事業休廃止の届出書の写し、診断書等) ③収入等を証明する書類 ④被保険者証 ⑤保険料決定通知書</p> <p>【申請の期限】 ○保険料の減免 減免を受けようとする年の納期限 ○保険料の徴収猶予 猶予を受けようとする納期の納期限</p>		100%	90%以上	80%以上	70%以上	60%以上	50%以上	40%以上	30%以上	200万円以下	8割	7割	6割	5割	4割	3割	2割	1割	200万円超 400万円以下	7割	6割	5割	4割	3割	2割	1割		400万円超 600万円以下	6割	5割	4割	3割	2割	1割		
	100%	90%以上	80%以上	70%以上	60%以上	50%以上	40%以上	30%以上																													
200万円以下	8割	7割	6割	5割	4割	3割	2割	1割																													
200万円超 400万円以下	7割	6割	5割	4割	3割	2割	1割																														
400万円超 600万円以下	6割	5割	4割	3割	2割	1割																															
<p>問い合わせ先</p>	<p>健康長寿部 年金医療課 TEL:0774-22-3141(市役所代表)</p>																																				

制度の名称	介護保険料の減免・徴収猶予					
制度の内容	<p>65歳以上の被保険者が介護保険料の納付が困難になったとき、申請により所得の減少割合に応じて介護保険料の減免または徴収猶予を行います。</p> <p>【保険料の減免】 ○減免後の額</p> <table border="1" data-bbox="395 394 853 542"> <thead> <tr> <th>介護保険 所得段階区分</th> <th>減免後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2段階</td> <td rowspan="2">20,280円</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> </tr> </tbody> </table> <p>【保険料の徴収猶予】 ○猶予期間 申し出から6か月以内 ○猶予となる条件 年間の所得額が前年に比べ減少となる見込みのとき ※徴収猶予となった場合、猶予期間中の延滞金は全額免除となります。</p> <p>【活用できる方】 ○減免となる条件 ※詳しくは介護保険課へご確認ください。 ・保険料段階が第2段階または第3段階 ・本人を含む世帯全員の前年収の合計が基準を満たすこと。 ※収入には非課税年金も含まれます。 ・世帯人数 全年収入の合計 1人 94万円以下 2人 144万円以下 3人 194万円以下 (以下世帯人数が1人増えるごとに50万円加算) ・他世帯の人の所得税・住民税の扶養控除あるいは医療保険の被扶養者となっていない ・預貯金等の額が単身世帯で350万円以下。(世帯人数1人増えるごとに100万円加算)</p> <p>【必要なもの】 ①収入等を証明する書類 ②印鑑 ③健康保険被保険者証 ③貯金通帳(申請日時点で記帳を済ませたもの)</p>	介護保険 所得段階区分	減免後の額	第2段階	20,280円	第3段階
介護保険 所得段階区分	減免後の額					
第2段階	20,280円					
第3段階						
問い合わせ	健康長寿部 介護保険課 TEL:0774-22-3141(市役所代表)					

制度の名称	国民健康保険料一部負担金の免除、減額、徴収猶予
制度の内容	<p>窓口一部負担金(保険診察にかかる自己負担金)について、支払いが困難であると認められる場合、申請により、免除、減額又は徴収猶予することが出来る場合があります。</p> <p>【期間】 (免除・減額)申し出から3か月以内(1か月ごとの更新) (徴収猶予)申し出から6か月</p> <p>【減免割合】 所得、財産(預貯金)の状況により審査、判定します。 詳細については相談にお問い合わせください。</p> <p>【活用できる方】 新型コロナウイルス感染症の影響等により収入が減少した国民健康保険被保険者</p> <p>【必要なもの】 ①申請書 ②所得の減少理由を証明するもの(離職証明書、公的機関への事業廃止の届出書の写し、診断書等) ③収入等を証明する書類 ④貯金通帳の写し</p>
問い合わせ先	健康長寿部 国民健康保険課 TEL:0774-22-3141(市役所代表)

制度の名称	後期高齢者医療保険一部負担金の免除、減額、徴収猶予
制度の内容	<p>窓口一部負担金(保険診療にかかる自己負担金)について京都府後期高齢者医療広域連合において支払いが困難であると認められる場合、申請により、免除、減額することが出来る場合があります。また、減免の要件に該当しない場合に置いて京都府後期高齢者医療広域連合が必要と認めるときはその徴収を猶予することが出来る場合があります。</p> <p>【期間】 (免除・減額)申請から6か月間を限度</p> <p>【減免割合】 所得、財産(預貯金)の状況により審査、判定します。 ※詳細については相談時にお問い合わせください。</p> <p>【活用できる方】 新型コロナウイルス感染症の影響等により収入が減少した後期高齢者医療被保険者</p> <p>【必要なもの】 ①資産申告書 ②所得の減少理由を証明するもの(離職証明書、公的機関への事業休廃止の届出書の写し、診断書等) ③世帯全員の収入を証明する書類 ④収入(無収入)申告書 ⑤その他必要な書類 ⑥被保険者証</p>
問い合わせ先	健康長寿部 年金医療課 TEL:0774-22-3141(市役所代表)

制度の名称	介護保険利用者負担金の減免
制度の内容	<p>介護サービスの利用者負担金の支払いが困難になったとき、申請により利用者負担金の減免を行います。</p> <p>【減免期間】 1年間に最長6か月間</p> <p>【減免割合】 ※詳しくは介護保険課にお尋ねください。</p> <p>【活用できる方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員の年収見込み額合計が、前年の収入額の合計額の2分の1以下に減少すること。 ・世帯全員が居住用の資産以外の資産を有していないこと。 ・世帯全員が保有している資産の評価額が、1,850万円を超えないこと。 ・世帯の直近3か月の実収入の月額平均が生活保護法における保護の基準に定める生活扶助基準の110%以下であること。
問い合わせ先	健康長寿部 介護保険課 TEL:0774-22-3141(市役所代表)

制度の名称	保育所保育料の減免
制度の内容	<p>失業、廃業、休業等やむを得ない理由により子どもの属する世帯の所得が減少し、生活困難となった場合、所得の減少に応じて保育所保育料を減免します。</p> <p>【活用できる方】 保育所・認定こども園に通う0から2歳児クラスの子どもの保護者</p> <p>【必要なもの】 収入が減少したことを証する書類</p>
問い合わせ先	福祉子ども部 保育支援課 TEL:0774-20-8732

制度の名称	保育所等保育料・給食費の減免・助成制度
制度の内容	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、4月1日から5月6日の間に可能な範囲で、家庭での保育にご協力いただいた家庭について減免・助成を行う。</p> <p>【活用できる方】 保育所・認定こども園に通い、保育料の徴収がある、0～2歳児クラスの子どもの保護者。 給食費の徴収がある、3～5歳児クラスの子どもの保護者。</p> <p>【申請方法】 月ごとに「宇治市保育所等保育料・給食費減免(助成)申請書」を記入のうえ、令和2年5月20日までに通っている保育所等に提出してください。</p>
問い合わせ先	福祉子ども部 保育支援課 TEL:0774-20-8732

制度の名称	低所得者の上下水道料金の軽減制度										
制度の内容	<p>収入の減少などで、所得の低くなっている世帯を対象に、上下水道料金を軽減できる制度があります。</p> <p>【対象】 同居者全員(世帯分離の世帯人数を含む)の前年の所得額(申請年度の住民税課税証明書における所得)の合算が下記の認定基準額以下の世帯。(認定基準額は毎年見直しあり。)</p> <p>【低所得者用認定基準額(令和元年度用)】</p> <table border="1" data-bbox="395 528 769 696"> <thead> <tr> <th>世帯人</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>457,000円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>953,000円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>1,603,000円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>1,830,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 5人以上の場合には、4人世帯の基準額に1人につき224,000円を加算した額。 ※2 審査の結果については、後日に認定(不認定)通知が送られます。</p> <p>【認定を受けるに】 所定の申請書を上下水道部営業課へ(押印が必要) ただし、転入等により、所得情報が宇治市にない方、申請書の記載内容(所得情報を閲覧することなど)に同意されない方は、住民税課税証明書等の提出が必要です。 なお、申請時点で生活保護を受給中、または生活保護を申請中の場合はその旨を申し出てください。</p> <p>【納付相談】 ※低所得者用途の認定対象外となった場合でも、生活の困窮により上下水道料金のお支払いが困難な場合は下記までご相談ください。状況により分納等の相談に応じます。</p> <p>【認定期間】 偶数月に検針をしている地区(東地区):平成31年度3期分(8月検針)～ 令和2年度 2期分(6月検針) 奇数月に検針をしている地区(西地区):平成31年度2期分(7月検針)～ 令和2年度 1期分(5月検針)</p> <p>※認定期間中に転居される場合には、必ず「現在、低所得者用の認定を受けている。」と申し出てください。転居先にて再度申請が必要です。</p>	世帯人	基準額	1人	457,000円	2人	953,000円	3人	1,603,000円	4人	1,830,000円
世帯人	基準額										
1人	457,000円										
2人	953,000円										
3人	1,603,000円										
4人	1,830,000円										
問い合わせ先	上下水道部 営業課 0774-20-8761(料金係) Fax:0774-20-8787										

制度の名称	上下水道料金の納付の猶予
制度の内容	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が大幅に減少した等の事情により、一時的に水道料金・下水道使用料のお支払いが困難な場合は、料金納付が猶予される場合があります。</p> <p>※生活の困窮により上下水道料金のお支払いが困難な場合は、状況により分納等ができる場合があります。担当課までご相談ください。</p>
問い合わせ先	上下水道部 営業課 0774-20-8761(料金係) Fax:0774-20-8787

制度の名称	市営住宅 家賃の減免、徴収猶予
制度の内容	<p>収入の減少により、市営住宅の家賃支払いが大変な場合に、家賃の減免や猶予される場合があります。</p> <p>【条件】 次の4つのいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。 (2) 入居者又は同居者が病気にかかったとき。 (3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。 (4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。</p> <p>※特に収入の基準については、生活保護世帯を一定の基準としますが、制度が複雑であるため、担当課に問い合わせせて相談してください。</p>
問い合わせ先	建設部 住宅課 TEL:0774-22-3141(市役所代表)

2. 支援・融資の制度

制度の名称	小中学校の就学援助制度
制度の内容	<p>経済的に困りの保護者の方に、学用品費等を、支給しています。</p> <p>【活用できる方】 1. 生活保護を受けている世帯の児童・生徒 2. 1に準ずる程度に困窮していると認められる世帯の児童</p> <p>【援助を受けられる費用】 要保護児童・生徒には次の1～3、準要保護児童・生徒には1～9が援助されます。 1. 遠足代 2. 修学旅行費 3. 医療費(学校病の治療に係る場合) 4. 学用品費 5. 親友額学用品費等 6. 林間・臨海学習費 7. 学校給食費 8. 体育実技用具費(中学校の柔道着) 9. 通学費</p> <p>【申請方法】 児童・生徒の在籍する小中学校に「申請書兼調書」を必要事項記入のうえ、提出してください。(用紙は、小中学校または宇治市役所6階学校教育課で。)</p> <p>※小学校にも中学校にもお子さんがおられる場合は、どちらにも提出が必要。 ※2020年1月1日以降に転入された方は、前住所地の自治体で、同一生計の世帯員で、18歳以上の方と18歳未満で収入のある方の「令和2年度課税証明書」の添付が必要です。</p> <p>【備考】 結果通知は、小中学校を通知して文書にてお知らせします。支給は結果通知後に随時行います。 年度途中でも随時受付をしています。</p>
問い合わせ先	宇治市教育委員会 学校教育課 TEL:0774-20-8757 (直通) 児童・生徒の在学する小学校

制度の名称	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う保証(セーフティネット4号)
制度の内容	<p>【制度の詳細】 信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で借入債務の100%を保証する制度</p> <p>【認定要件】 以下の両方を満たすこと 1. 1年以上継続して事業を行っていること。 2. 新型コロナウイルスの影響で、原則として、最近1カ月の売上が前年同時期と比べて20%以上減少していること。その後の2カ月間を含む3カ月間の売上が、前年同時期と比べて20%以上減少することが見込まれること。</p>
問い合わせ先	産業地域振興部 産業振興課 TEL:0774-39-9621

制度の名称	新型コロナウイルス感染症の影響に伴うセーフティネット5号の追加
制度の内容	<p>【制度の詳細】 信用保証協会が一般保証とは別枠で融資額の80%を保証する制度</p> <p>【認定要件】 最近3カ月の売上が、前年の同時期と比べて5%以上減少していること</p>
問い合わせ先	産業地域振興部 産業振興課 TEL:0774-39-9621

制度の名称	新型コロナウイルス対策マル経・利子補給制度
制度の内容	<p>【制度の詳細】 ・小規模事業者に対して日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度。通常の融資枠に加えて別枠で1,000万円を限度に融資。 ・新型コロナウイルス対策マル経を利用した方を対象に、3年間の支払い利子額を補給補助(上限1.4%)</p> <p>【融資対象】 ・最近1カ月の売上が前年、または一昨年の同時期と比べて5%以上減少している小規模事業者</p>
問い合わせ先	宇治商工会議所(宇治産業会館2F) TEL:0774-23-3101

制度の名称	宇治市中小企業低利融資(マル宇)制度
制度の内容	<p>【制度の詳細】 ・運転資金5年以内、設備投資7年以内を貸付期間として、運転資金には2,000万円を上限、設備投資には3,000万円を上限として融資。 ・金利は1.3%で支払利子は2年間全額補給。信用保証料は1/2を補給・</p> <p>【融資対象】 以下のすべての要件が必要 1. 個人事業主の場合は代表者の住所が1年以上宇治市内にあり、法人の場合は本店または支店の所在地が1年以上宇治市内にあること。 2. 1年以上継続して同一事業を営んでいる中小事業者 3. 市税の滞納がないこと 4. 京都信用保証協会の保証対象業種であること</p>
問い合わせ先	産業地域振興部 産業振興課 TEL:0774-39-9621

3. 補助金・助成金の制度

制度の名称	住居確保給付金																						
制度の内容	<p>離職・廃業した日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少しているなどの理由で、家賃の支払いにお困りの方に2020年4月20日から、住宅確保給付金の拡充により、一定期間(1回の申請につき3か月支給、3回まで申請可。最長9ヶ月まで)、家賃相当額を自治体から家主さんに支給をします。</p> <p>試算が一定額以内、かつ、収入基準額を超える収入を得ていないか。</p> <p>宇治市の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>単身世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入基準額(月額)</td> <td>12.4万円</td> <td>17.8万円</td> <td>22.4万円</td> </tr> <tr> <td>支給家賃額(上限)</td> <td>4万円</td> <td>4.8万円</td> <td>5.2万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>世帯の預貯金が以下を超えないこと(但し100万円を超えない額)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>単身世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貯金額の合計</td> <td>50.4万円</td> <td>78万円</td> <td>100万円</td> </tr> </tbody> </table>				単身世帯	2人世帯	3人世帯	収入基準額(月額)	12.4万円	17.8万円	22.4万円	支給家賃額(上限)	4万円	4.8万円	5.2万円		単身世帯	2人世帯	3人世帯	貯金額の合計	50.4万円	78万円	100万円
	単身世帯	2人世帯	3人世帯																				
収入基準額(月額)	12.4万円	17.8万円	22.4万円																				
支給家賃額(上限)	4万円	4.8万円	5.2万円																				
	単身世帯	2人世帯	3人世帯																				
貯金額の合計	50.4万円	78万円	100万円																				
問い合わせ先	福祉子ども部 生活支援課 TEL:0774-22-3141(市役所代表)																						

制度の名称	中小企業等新型コロナウイルス対策緊急支援補助金		
制度の内容	<p>【制度の詳細】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症への対応として行う設備導入や事業継続・売上向上につながる取り組みに必要な経費の一部を補助する制度 ・小規模事業者は上限20万円で2/3を補助、中小企業は上限30万円で1/2を補助 <p>【対象者】</p> <p>次の全てを満たす中小企業・小規模企業等(農林水産業者を含む)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 宇治市内に主たる事業所を有していること 2. 新型コロナウイルスの影響により売上げが減少していること 3. 宇治商工会議所の経営支援員のコンサルティングを受けていること 		
問い合わせ先	宇治商工会議所(宇治産業会館2F) TEL:0774-23-3101		

制度の名称	中小企業振興対策事業緊急支援補助金		
制度の内容	<p>【制度の詳細】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの影響での経営悪化を改善するため、市内商店街などがおこなう感染拡大防止、売上回復や事業継続などの緊急対策へ上限100万円で2/3を補助 <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宇治市内の商店街、商工業団体等 		
問い合わせ先	産業地域振興部 産業振興課 TEL:0774-39-9621		

4. 生活支援金の制度

制度の名称	生活福祉資金貸付制度
制度の内容	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施します。</p> <p>【緊急小口資金(主に休業された方)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無利子、保証人不要の貸付で、貸付額は10万円以内 ※学校等の休業等の特例20万円以内 ・償還期限は2年以内(据置期間1年以内) <p>【総合支援資金(主に失業された方)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無利子、保証人不要の貸付で、貸付額は2人以上世帯 月20万円以内、単身世帯 月15万円以内で、貸付期間は原則3か月 ・償還期限は10年以内(据置期間1年以内)
問い合わせ先	宇治市社会福祉協議会 TEL:0774-22-5650

5. その他の制度

制度の名称	公共施設の使用料返還
制度の内容	・市の有料施設の使用を中止された方(団体)には使用料の全額を返還。
問い合わせ先	公共施設の各担当課

6. 色々な相談窓口

制度の名称	新型コロナウイルスに関する経営相談窓口
制度の内容	・新型コロナウイルスにより影響を受ける中小企業・小規模事業者の相談窓口を設置して、経営上の相談を受け付け。 ・相談日時：平日の8時45分～17時30分
問い合わせ先	宇治商工会議所(宇治産業会館2F) TEL:0774-23-3101

制度の名称	DV等の電話相談の拡充
制度の内容	・新型コロナウイルスによる外出自粛や社会環境の変化によりDV等の深刻化が懸念されており、市の電話相談を拡充。 ・相談日時：9時～12時(月曜日を除く)
問い合わせ先	女性 TEL:0774-39-9379 男性 TEL:0774-39-9377

制度の名称	子育てについての電話相談窓口
制度の内容	・新型コロナウイルスによる外出自粛や学校の休業などで懸念される子育てのストレス、悩みなどの相談窓口 ・相談日時：月曜から金曜(祝日を除く)9時～12時、13時～16時
問い合わせ先	こども家庭相談 TEL:0774-39-9178

制度の名称	働く人の何でも相談窓口
問い合わせ先	解雇、休業、減給、パワハラ、過重労働、、、など 【行政】 京都府労働相談所 0120-786-604 京都労働局 075-241-3212 【労働組合】 京都総評 0120-378-060 宇治城陽久御山地区労 0774-29-3374

宇治市議員	宮本 繁夫	0774-23-7502
	山崎 恭一	0774-32-6558
	坂本 優子	0774-21-1784
	渡辺 俊三	080-1474-3762
	山崎 匡	090-9616-4350
	大河 直幸	070-5665-5463
	徳永 未来	090-5653-3616